

事業体と最も多く、次に「財源確保が出来ない」との回答が19事業体であった。

また、事業体の規模の問題もあると思われるが、「更新事業を実施するための体制がない」との回答も6件あった。

「その他」の内訳としては、「残存箇所については自然解消を待つ」、「下水道工事、改良工事、配水管布設替工事に併せて実施」、「資料不備のため残存数が不明」、「現在調査中」、「漏水発見時に更新を実施」などであった。

表－9 鉛製給水管の更新計画を策定しない理由

策定しない理由	財源確保が出来ない	給水管は給水装置所有者のものであり、事業者は更新を行わない	更新事業を実施するための体制がない	その他
事業体数	19	34	6	—

鉛製給水管布設替促進方策検討委員会は、鉛製給水管の更新促進に当たっては、財源の確保や給水装置所有者の更新意欲の増進が大きな課題と考え、その対応策として、①起債制度の利用、②助成制度の実施、③融資制度の実施について具体的な調査・検討を行ってきた。

以下は、本調査実施時にこれら制度の調査研究内容を反映した資料を同送し、その実施状況等についての回答である。

## 6. 起債制度の利用

### ①鉛製給水管の更新事業に対する起債制度の利用

平成15年4月1日より新たに、鉛製給水管更新事業に対する地方債措置が創設されているが、この起債制度を利用しているかどうかの質問に対する回答は以下のとおりであり、11事業体(4.4%)が現在「利用している」と回答しており、ほとんどは平成15年度の制度発足時からの利用である。また、5事業体(2.0%)が「今後利用したい」と回答している。一方、約90%に当たる219事業体が「利用していない」との回答であった。なお、「その他」の内容としては、「老朽管の改良に伴う鉛製給水管の切替を配水管工事の起債制度の中で行っている」などであった。

### 〈設問4〉起債制度の利用

#### 4-1 鉛製給水管の更新事業に起債制度を利用していますか。

- a 利用している ( 年度から )
- b 今後利用したい (利用予定がある場合 : 年度から)
- c 利用していない
- d その他

表-10 起債制度の利用状況

回答	事業体数	割合 (%)
利用している	11	4.4
今後利用したい	5	2.0
利用していない	219	87.6
その他	15	6.0
計	250	100.0

※利用していると回答した事業体：盛岡市、水戸市、千葉県、射水上水道（企）、加賀市、近江八幡市、城陽市、山口市、飯塚市、佐賀東部水道（企）など。

### ②起債制度を鉛製給水管の更新事業に利用する主な理由

上記で、「利用している」、「今後利用したい」という回答があった 16 事業体のうち、本設問に対しての回答がなかった 2 事業体を除く 14 事業体のうち、90 %を超える 13 事業体が「経常費用のみでは資金不足」との回答をしており、負担の平準化といった理由を選んだ事業体は 1 事業体であった。

4-2 [問4-1] で a または b を選択した事業体にお尋ねします。

起債制度を鉛製給水管の更新事業に利用する主な理由を 1 つお答え下さい。

- a 経常費用（修繕費等）のみでは資金が足りないため
- b 鉛製給水管更新による負担を平準化するため
- c その他

表-11 起債制度を利用する主な理由

回答	事業体数	割合 (%)
経常費用のみでは資金不足	13	81.2
鉛製給水管更新による負担を平準化するため	1	6.3
その他	-	-
回答無し	2	12.5
計	16	100.0

(注 1) 主な理由であるため、設問における選択肢は 1 つを選ぶよう依頼している。

### ③起債制度の対象としている範囲

上記で、「利用している」、「今後利用したい」という回答があった 16 事業体がどの範囲までを起債制度の対象としているかとの設問に対しては、公道部分については当然のごとく 16 事業体が対象としている。

表-12 更新事業の対象範囲

対象となる範囲	公道部分 (公私境界まで)	私道部分① (公私境界から止水栓)	私道部分② (止水栓から宅地境界)	宅地境界からメータまでの間
団体数	16	9	5	3

(注1) 各事業体ごと、対象となる区分全てにチェックしていただいた。

#### ④起債制度を鉛製給水管の更新事業に利用しない主な理由

表10において、「利用していない」と回答した219事業体にその主な理由を尋ねた設問によると、「給水管を事業資産とすることや支払利息の発生など財政的な面で懸念がある」との回答が62事業体(28.3%)と最も多く、次に「設置に当たっての法律関係や給水管の管理責任など法的な面で懸念がある」との回答が50事業体(22.8%)、「経常経費で対応可能のため、起債の必要がない」との回答が45事業体(20.6%)であった。また、「現在のところ利用が広がっておらず、評価が難しい」との回答が16事業体(7.3%)あった。

35事業体が回答した「その他」の内訳としては、「管理責任範囲の拡大」、「局財産へ移すための無償譲渡の理解や事務手続きが難しい」、「同意を得て局に移管する必要性」、「自然解消を待つ」、「鉛管が存在せず」などであった。

#### 4-3 [問4-1] で c を選択した事業体にお尋ねします。

起債制度を鉛製給水管の更新事業に利用しない主な理由を1つお答え下さい。

- a 経常経費で対応が可能であり、起債する必要がない
- b 給水管を事業資産とすることや支払利息の発生など財政的な面で懸念がある
- c 設置に当たっての法律関係や給水管の管理責任など法的な面で懸念がある
- d 現在のところ利用が広がっておらず、評価が難しい
- e その他

表-13 起債制度を鉛製給水管の更新事業に利用しない主な理由

回 答	事業体数	割合(%)
経常経費で対応可能のため、起債の必要がない	45	20.6
給水管を事業資産とすることや支払利息の発生など財政的な面で懸念がある	62	28.3
設置に当たっての法律関係や給水管の管理責任など法的な面で懸念がある	50	22.8
現在のところ利用が広がっておらず、評価が難しい	16	7.3
その他	35	16.0
回答無し	11	5.0
計	219	100.0

(注1) 主な理由であるため、設問における選択肢は1つを選ぶよう依頼している。

##### ⑤起債制度はどの様にしたら利用しやすくなるか

起債制度はどの様にしたら利用しやすくなるのか、具体的な提案を記述してもらったところ、概ね以下の意見に集約された。

- ・公道下の給水管を新たに事業用資産として整理する条件を無くす。
- ・事業体の維持管理部分に限り、個人資産であっても起債対象としてほしい。
- ・給水装置所有者から事業者への所有権委譲事務の省力化。
- ・給水管の取扱いに関する法的整備を進めれば利用しやすくなる。
- ・申請書類の簡素化。
- ・借入資本金に整理する企業債ではなく固定負債扱いの企業債として貸し付けてもらいたい。
- ・譲渡後の管理責任等を考慮すると、更新する鉛給水管のみの譲渡は不平等となり、また、全ての給水管の譲渡は、不可能と考えられるため、鉛管の更新については、譲渡を行わずに補助や助成ができる制度が必要。
- ・給水管や財産を事業用資産とすることは、他の給水管との区別や維持管理等において、混乱をまねくこととなるため、個人財産として対応すべきである。

## 7. 助成制度の実施

### ①給水装置所有者による鉛製給水管更新に対する助成制度の実施

給水装置所有者による鉛製給水管更新に対する助成制度に関して、事業体として助成制度を実施しているのか、また、実施している場合その概要はどの様なものかとの質問に対する回答は以下のとおりである。

12事業体（4.8%）が現在「実施している」と回答しており、ほとんどは平成14年度からの実施である。しかしながら、鉛だけでなく老朽管の更新という位置付けでは、昭和49年から導入している事業体も存在する。また、3事業体（1.2%）が「今後実施したい」